

別表1(必要書類一覧)

の項目は所定の様式があります

※申請時に必要な書類は「○」、着手時は「△」、完了時は「□」

No.	名 称	提出時期	
1	東大阪市空き家解体費補助金交付申請書(様式第1号)	○	
2	住宅地図(空き家の位置がわかるもの)	○	
3	登記事項証明書(空き家土地・建物)	○	※1
(4)	工事進入路が確認できるもの	○ (進入路が狭い 場合のみ)	※2
5	補助事業の見積書	○	※3
6	誓約書及び承諾書(様式第2号)	○	
7	本人確認書	○	※4
(8)	申請者の世帯全員の住民票及び所得証明書	○ (月収基準等による補助限度額での申請の場合のみ)	※5
9	東大阪市空き家解体費補助事業着手届(様式第5号)	△	
(10)	東大阪市空き家解体費補助金交付変更(中止)承認申請書(様式第6号)	※計画が変更 (中止)となった 場合	※6
(11)	変更内容が確認できる資料		
12	東大阪市空き家解体費補助事業完了実績報告書(様式第9号)	□	
13	解体工事完了写真	□	※7
14	空き家の解体工事に係る請求書及び領収書【写し】	□	※8
15	東大阪市空き家解体費補助金請求書(様式第11号)	□	
(16)	代理受領委任状(様式第12号)	(□)	※9
(17)	その他市長が必要と認める書類	○ △ □	

- ※1 固定資産評価証明書、固定資産課税台帳兼名寄帳もしくは納税通知書の写しでも可
登記事項証明書、固定資産評価証明書及び固定資産課税台帳兼名寄帳については3カ月以内に
取得したもの、納税通知書の写しは直近のものを提出すること
- ※2 要綱第4条第2項の標準除却費で申請する場合は提出する
- ※3 家財道具、車両、機械等の処分費は補助対象外である
- ※4 免許証、マイナンバーカード、住民票等、本人が確認できる書類の写しを提出すること
(名前・住所・生年月日が記載されているもの)
- 申請者が法人の場合、法人の登記事項証明書及び代表取締役の本人確認書類
- ※5 要綱第4条第3項の月収基準等による補助限度額(100万円/棟)で申請する場合は提出する
住民票については3ヶ月以内に取得したもの。所得証明書は申請時における最新の年度のもの
- ※6 変更(中止)事項がある場合のみすみやかに提出すること
- ※7 当該空き家を解体更地にした状態がわかる写真を提出すること
- ※8 補助対象外の項目も含めた請求書・領収書の場合、補助対象金額(税抜)を記載したものを提出
すること
代理受領の場合は、補助金額分が差し引かれた請求書及び領収書となっていること
- ※9 代理受領を希望する場合のみ提出すること